

## ○環境安全管理室規程

〔平成16年5月27日〕  
〔法人規程第35号〕

改正 平成19年法人規程第41号

平成20年法人規程第39号

平成22年法人規程第30号

平成28年法人規程第46号

### 環境安全管理室規程

#### (趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項及び国立大学法人筑波大学職員の安全衛生管理規則（平成16年法人規則第29号）第10条に規定する特別な組織として設置する環境安全管理室（以下「管理室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (業務)

第2条 管理室は、国立大学法人筑波大学におけるすべての人的・物的被害の未然防止及び良好な環境の保持に関する業務を総括し、関係組織との緊密な連携を確保するとともに、次に掲げる業務を行う。

- (1) 環境・安全管理に係る基本方針の企画立案に関すること。
- (2) 関係法令その他の安全管理に関する情報の収集及び周知に関すること。
- (3) 環境・安全管理に係る教育訓練の企画及び推進並びに職場巡視及び点検指導に関すること。
- (4) 実験廃棄物の処理及び管理に関すること。
- (5) 化学物質、放射線、バイオハザード等の管理に係る関係組織との連携に関すること。
- (6) その他環境安全管理に関すること。

#### (組織)

第3条 管理室は、次に掲げる室員で組織する。

- (1) 学長が指名する職員 若干人
- (2) 第6条各号に規定する委員会の委員のうちから当該委員会の長が推薦する者 各1人

#### (室長等)

第4条 管理室に室長及び副室長を置く。

- 2 室長は、大学教員である室員のうちから学長が指名する。
- 3 副室長は、室長が室員のうちから指名する。
- 4 室長は、管理室の業務を総括する。
- 5 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。

(室員の任期等)

第5条 室員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の室員は、再任されることができる。

(関連する委員会との関係)

第6条 管理室は、安全管理に関し、次に掲げる委員会と相互に連携し、環境安全管理に関する事項を一元的に総括する。

- (1) 放射線管理委員会
- (2) 遺伝子組換え実験安全委員会
- (3) バイオセーフティ委員会
- (4) 動物実験委員会

(事務)

第7条 管理室の事務は、総務部リスク・安全管理課において処理する。

附 則

この法人規程は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平19.6.28法人規程41号)

この法人規程は、平成19年6月28日から施行する。

附 則 (平20.6.4法人規程39号)

この法人規程は、平成20年6月4日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学環境安全管理室規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平22.5.12法人規程30号)

この法人規程は、平成22年5月12日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学環境安全管理室規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平28.3.24法人規程46号)

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。